

仕 様 書

1 名称

令和6年度児童・生徒結核検診業務

2 業務内容

- (1) 結核検診の実施
 - ア 問診票のスクリーニング
 - イ 精密検査（胸部X線撮影）
- (2) 検査結果の報告
- (3) 完了届の提出

3 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 検査対象者

市立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期・特別支援学校小学部・中学部及び夜間中学校の全学年、海外からの短期転入者（注1）学年問わず全員

（参考）令和6年度問診票スクリーニング受検者見込 計130,687人

内訳：

小学校86,525人（義務教育学校前期、特別支援学校小学部含む）

中学校44,042人（義務教育学校後期、中等教育学校前期、特別支援学校中学部を含む）

夜間中学校120人

精密検査対象者見込数 計86人（過去3年実績の平均）

（注1）

海外からの短期転入者とは

海外での居住歴が6ヵ月以上で、短期間在籍する児童生徒である。

なお、検診日程が変更となり、委託者より上記定義の変更の依頼があった場合は、応じること。

5 結核検診の実施

- (1) 結核検診台帳の受領
委託者から受託者へ結核検診台帳（Excel）（以下「台帳」という。）

別紙1)を提供すること。受託者は台帳を元に以下の作業を行うこと。

(2) 問診票のスクリーニング

ア 10の担当課あて来所のうえ、委託者が各学校から回収した「台帳」（印刷したもの）、「結核検診問診票」（以下「問診票」という。別紙2)を受領し、スクリーニングを行うこと。

(ア) 来所回数：4～5月中は週2回程度、以降は提出状況を確認のうえ、適宜回収すること。

(イ) イ～カに記載するスクリーニング作業の主な流れとともに、詳細については契約締結後に交付する問診票スクリーニングの詳細フローチャートを確認すること。

参考：令和5年度版フローチャート（別紙3）

(ウ) 問診票は、4月上旬～5月下旬で在籍児童生徒分を学校から提出させる。その後の期間は、未提出者分・転入による追加対象者分のみ提出になるため留意すること。やむを得ない事情により5月下旬までに問診票を回収することが困難になった場合は、委託者との協議により新たな日程を決定すること。

イ 問診票に未記入項目がある場合、問診票にある保護者連絡先に入電し、確認すること（1回）。連絡が取れなかった等、未記入部分の確認ができなかった場合は、問診票未記入部分を赤枠で囲み、学校・保護者あての通知とセットにして委託者へ渡すこと。

(ア) 未記入分の問診票は、委託者が学校から回収後、他の問診票と区分して受託者へ引き渡す。その後は通常のスクリーニングの流れに戻すこと。

ウ 問診票に本人の結核罹患歴、結核感染歴、家族等の結核罹患歴があると回答をした者に対し、「結核検診確認票」（以下「確認票」という。別紙4)によりさらに詳しい問診を実施すること。

(ア) 確認票対象者について学校・保護者あての通知、問診票、確認票をセットにして委託者へ渡すこと。

(イ) 確認票は、委託者が学校から回収後、通常の問診票とは区分して受託者へ引き渡すこと。

エ ウを実施した結果、保健所への相談が必要と思われる者に対し「結核検診児童生徒連絡票」を委託者から受託者へ渡すので、受託者での確認作業後に保健所あての通知、「結核検診児童生徒連絡票」をセットにして委託者へ返すこと。

オ ウを実施した結果、経過観察を行う必要がある者に対し、学校・

保護者あての通知をセットにして委託者へ渡すこと。

カ 問診票に高まん延国居住歴（6ヵ月以上）があると回答し胸部X線撮影を受けたことの無い者について、学校あての通知「精密検査のお知らせ」を作成し、委託者へ渡すこと。

(ア) 小学校第1学年は、胸部X線撮影の有無に関わらず全員精密検査対象となるため留意すること。

(イ) 高まん延国について、最新の情報を確認すること。

(3) 精密検査

ア (2)で精密検査の対象となった者に対し、受診期間を設定し受託者施設において胸部X線撮影による検査を行うこと。

(ア) 受診期間の設定は委託者と協議すること。

(イ) 指定した日時において精密検査を受診しなかった者については、精検未受診者リストを委託者へ提出のうえ、学校の夏季休業（7月下旬～8月中旬）、冬季休業（12月下旬～1月中旬）中に受託者施設でフォロー検査を実施する。また、夏季休業中にフォロー検査を受診しなかった児童生徒の未受診者リストを委託者へ提出し、9月下旬から10月を目途にフォロー検査を実施する。いずれも日程等は委託者と協議すること。やむを得ない事情により、休業中にフォロー検査の実施が困難になった場合は、委託者と受託者の協議により新たな日程を決定すること。

イ 海外からの短期転入者は、「海外からの短期転入者報告」（別紙5）により受託者へ通知するので、受託者施設において胸部X線撮影による検査を行うこと。海外からの短期転入者の台帳は、受託者が作成すること。

※（別紙5）の精密検査期間欄は、受託者と協議のうえ委託者が記入する。

ウ X線撮影は診療放射線技師または医師が行うこと。

エ 精密検査対象者の最終判定、X線撮影方法（下記別表参照）の判断が必要になった場合の判断は医師が行うこと。

別表

受託者施設において実施する胸部X線撮影方法
大角1方向
大角2方向
大角3方向

オ X線撮影はフィルム撮影・デジタル撮影どちらも可とするが、本業務履行にあたっては精度差異が生じないように、フィルム（直接）/デジタルの

どちらかで統一を図ること。

6 検査結果の報告

(1) 検査結果は、以下のものを委託者へ提出すること。

<学校用>

次に示す①～④を封筒に入れ、学校単位でまとめること。封筒表書きには学校名を記入すること。

① 印刷した台帳（別紙1）※精密検査結果も含めた全結果を記入

② 問診票（別紙2）

③ 学校別の「定期結核検診成績表」（参考：別紙6）

④ それぞれの結果に応じた通知（学校長あて・保護者あて）

※雛形は契約締結後に委託者から交付

※1学期に受領した問診票にかかる検診結果は、小・中学校の1学期終業式前に保護者へ伝える必要があるため（例年1学期終業式は7月第4週）、委託者から学校への送付にかかる日数を考慮して作業すること。

※問診票未記入・確認票の回収ができない児童生徒分、精密検査未受診者については、委託者と協議のうえ夏休み前の検診結果のまとめに支障がない日程で一旦締切り、回収できた分のみで結果をまとめる。

<委託者用>

学校別の「定期結核検診成績表」（参考：別紙6）

(2) 受託者施設で胸部X線撮影検査を受けた者の結果報告は、(1)に加え「結果のお知らせ」（参考：別紙7）を3部作成し（本人控／学校用／委託者用）、本人控と学校用は(1)に同封すること。委託者用は別紙6とともに委託者へ提出すること。

(3) 最終的に、全ての結果が反映された台帳（印刷したもの）を学校へ提供すること。

(4) 精密検査の結果医療機関の受診を勧める場合等、必要に応じて精密検査での撮影データを、委託者へ送付すること。

7 完了届の提出

(1) 全検査終了後、完了届に全校集計版の結核検診成績表（学校別・学年別・男女別がわかるようにすること）を添付し、委託者へ提出すること。

- (2) 全ての検診結果が入力された台帳（Excel）を、委託者へ提出すること。

8 個人情報取扱

- (1) 「個人情報取扱安全管理基準」（別紙8）を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全基準適合申出書」（別紙9）を業務履行開始後速やかに提出し、その内容について担当課の評価を受けること。
- (2) 個人情報取扱状況の確認のため、受託者は毎月「個人情報取扱状況報告書」（別紙10）を委託者へ提出すること。
- (3) 別紙8で規定されている「9 定期監査の実施」については、委託者が業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について実地検査を行うため、検査に応じること。

9 その他

- (1) 契約締結後、業務内容全般（フローチャート別対応の確認等）について速やかに委託者と協議・確認を行うこと。
- (2) X線撮影に従事する診療放射線技師または医師について、契約締結後速やかに資格証の写しを委託者へ提出すること。
- (3) 問診票スクリーニングの詳細フローチャート、各種通知様式、通知用封筒は契約締結後に交付するので、委託者の指示に従って作業を行うこと。
- (4) 着手及び完了時の台帳（Excel）の受け渡しや、検査過程での台帳（印刷したもの）のやり取りについては、契約締結後に指示する。
- (5) 委託者より、問診票スクリーニングの状況（未記入分、確認票の回収状況）、精密検査未受診者の状況確認を求められた際は、応じること。
- (6) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

10 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課保健係 岩城
札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル
TEL011-211-3841 / FAX011-211-3834